

ごあいさつ

豊かなセカンドライフを送るために、年金についての知識を得ることは大切です。「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」などをもとに、ご自身の年金を知って、少しでも早く、セカンドライフの準備をしておきたいものです。

この「**ねんきんライフプラン**」では、年金の受け方を中心に雇用保険や医療保険まで、ライフプランに欠かせない情報をわかりやすく説明していますので、皆様方のライフプランニングにご活用いただけましたら幸いです。

1級ファイナンシャル・プランニング技能士 社会保険労務士

2019年4月 鈴江一恵



Contents もくじ

1	加入年金制度の確認	3	13	老齢厚生年金と雇用保険との調整② 高齢雇用継続給付	15
2	加入中の保険料	4	14	厚生年金基金に加入されていた方の年金	16
3	年金を受けるために必要な加入期間	5	15	障害年金	17
4	年金が受けられる年齢	6	16	遺族年金①	18
5	年金のしくみ	7	17	遺族年金②	19
6	年金額① 老齢厚生年金	8	18	離婚時の年金分割	20
7	年金額② 老齢基礎年金	9	19	ねんきん定期便・ねんきんネット	21
8	年金の受け方① 老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ	10	20	年金の請求手続	22
9	年金の受け方② 老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ	11	21	受給にあたって知っておきたいこと	23
10	働きながら受ける年金① 60歳前半の在職老齢年金	12	22	医療保険・介護保険	24
11	働きながら受ける年金② 65歳以降の在職老齢年金	13	23	退職時の手続	25
12	老齢厚生年金と雇用保険との調整① 失業給付	14	24	豊かなセカンドライフに向けて ライフプランニングをはじめよう!	26
				● ライフプランシート	28
				● 経過措置一覧表	30
				● 年金記録・年金相談のお問い合わせ窓口	32

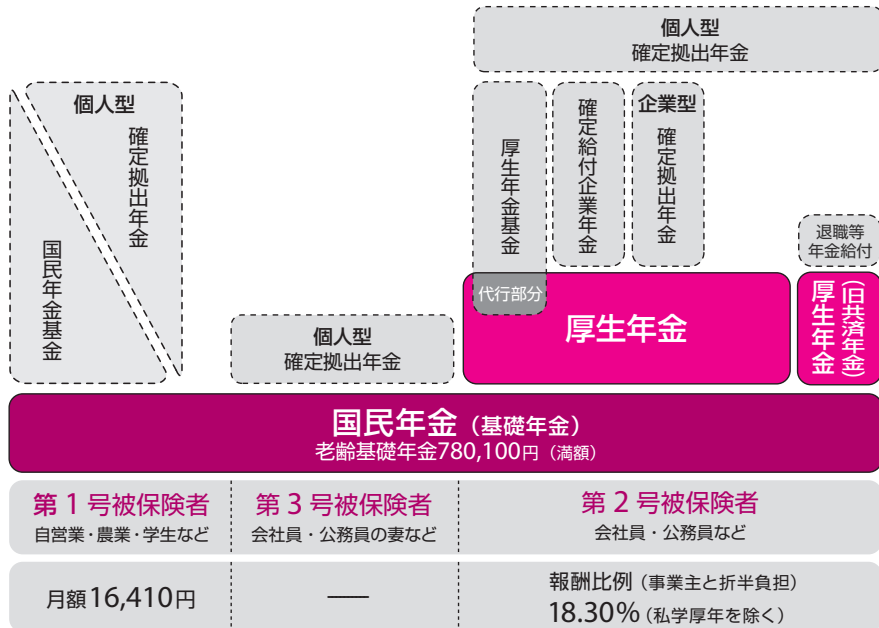
本誌をお読みいただくにあたって

- ① 本誌は平成31年4月1日時点の年金制度の概要を示したものです。今後の法令改正等にご留意ください。平成31年度の年金額については、物価・賃金の変動による改定およびマクロ経済スライドによる調整（繰り越された未調整分を含む）により、前年度と比べて0.1%の引上げとなります。
- ② 被用者年金一元化（平成27年10月施行）により、共済年金は厚生年金に統一され、厚生年金保険の被保険者は第1号～第4号厚生年金被保険者と種別されることとなりました。本誌では、種別の混乱を避けるため、第1号厚生年金被保険者を「**一般厚年**」、第2号厚生年金被保険者（国共済厚年）および第3号厚生年金被保険者（地共済厚年）を「**公務員厚年**」、第4号厚生年金被保険者（私学共済厚年）を「**私学厚年**」と表記します。なお、一元化後も日本年金機構および各共済組合等が「実施機関」として通知や支払いなどの事務を行っています。
- ③ 受け取る年金は、ご自身や配偶者等の加入履歴や受給状況などによって変わることもありますので、詳細については年金相談をお受けになることをおすすめします。また、手続の際に必要な書類や届出も個々のケースや個人番号（マイナンバー）の利用によって異なりますので、事前に年金事務所等にご確認ください。

Point 1

加入年金制度の確認

公的年金には、①老齢年金は一生涯受け取ることができる。②万一の場合、障害年金や遺族年金の保障がある。③税金の補助がある。といった特徴があります。公的年金のどの制度に加入しているのかを確認しましょう。



※ 被用者年金一元化前(平成27年9月まで)の共済組合の加入期間に応じて、「経過的職域加算額(共済年金)」が支給されます。
 ※ 平成29年1月より、個人型確定拠出年金iDeCo(イデコ)の加入可能者の範囲が拡大され、基本的に60歳未満のすべての方が利用できるようになりました。

国民年金の被保険者

- 第1号被保険者 第2号・第3号被保険者ではない国内居住で20歳以上60歳未満の方(原則)
- 第2号被保険者 厚生年金保険の被保険者の方(原則)
※ 65歳以上で老齢年金を受けることができる方等は除きます。
- 第3号被保険者 第2号被保険者ではなく、第2号被保険者に扶養されている配偶者(年収130万円未満などの要件を満たす方)で20歳以上60歳未満の方
- 任意加入被保険者・・・65歳になるまでは、老齢年金の受給資格を得るためや年金額を満額に近づけるために、任意加入することができます。また、65歳になっても受給資格がない昭和40年4月1日以前生まれの方については、70歳になるまで、または受給資格を得るまで特例による任意加入ができます。(原則)

■ 厚生年金保険の被保険者

厚生年金保険の適用事業所に使用される**70歳未満**の方(原則)

- ※ 会社員は第1号厚生年金被保険者(一般厚生)、国家公務員は第2号厚生年金被保険者(国共済厚生)、地方公務員は第3号厚生年金被保険者(地共済厚生)、私立学校教職員は第4号厚生年金被保険者(私学共済厚生)と種別されています。
- ※ 短時間労働者(学生を除く)で、週所定労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円以上、雇用期間1年以上の見込みの方であって、企業(被保険者数501人以上(500人以下の場合は労使合意))や国・地方公共団体の事業所に使用される方も被保険者となります。

Point 2

加入中の保険料

国民年金の保険料は、第1号被保険者や任意加入被保険者が翌月末までに納めることとなります。厚生年金保険の保険料は、報酬に応じた額を、事業主と折半で負担することになります。



国民年金の保険料

平成31年度 月額16,410円

最大2年分の前納が可能で、割引があります。

※保険料は基準額（月額17,000円）に物価や賃金の変動に応じた改定率を乗じて決定されます。令和2年度の保険料は月額16,540円となります。

※保険料の納付義務者は本人・配偶者・世帯主であり、納期限は翌月末となります。納期限から2年を過ぎると時効により納められなくなります。

付加保険料

第1号被保険者と65歳未満の任意加入被保険者は、国民年金保険料に上乗せして付加保険料（月額400円）を納付することにより、付加年金を受けることができます。（P.9参照）

※付加保険料の納付は申し込んだ月分からとなります。なお、国民年金基金の加入者は付加保険料を納めることができません。

保険料の免除

① 第1号被保険者の保険料は、事情に応じて免除される場合があります。なお、免除された期間については、10年以内であれば追納が可能です。

免除の種類	手続	所得要件の対象者*4	受給資格期間	老齢基礎年金額
法定免除*1	届出	—	算入	1/3または1/2算入*5
申請免除（全額・3/4・半額・1/4）	申請*3	本人・配偶者・世帯主		免除割合に応じて算入
学生等納付特例		本人		—*6
保険料納付猶予*2		本人・配偶者		

*1 障害基礎年金を受けている方や生活保護法の生活扶助を受けている方などが対象となります。

*2 50歳未満の方に限ります。保険料納付猶予制度は令和7年6月までの措置とされています。

*3 原則として、過去2年（申請時点から2年1ヵ月前）までの期間について、さかのぼって申請が可能です。

*4 前年の所得が一定額を超える場合であっても免除される場合があります。例：失業・災害等

*5 平成21年3月以前の期間については1/3算入、平成21年4月以後の期間については1/2算入となります。

*6 追納をしなかった場合、老齢基礎年金の年金額には算入されません。

② 産前産後期間は保険料が免除され、納付されたものとみなされます。付加保険料の納付は可能です。

厚生年金保険の保険料

報酬*1×18.30%*2

※事業主と折半負担

*1 月給（標準報酬月額）や3ヵ月を超える期間ごとに支払われる賞与（標準賞与額）などが対象となります。

*2 私学厚年の保険料率は一般厚年や公務員厚年とは異なりますが、令和9年4月に18.30%に統一されます。

保険料の免除

産前産後・育児休業期間は保険料が免除（本人と事業主分）され、納付されたものとみなされます。

■ 一般的な年金相談に関すること

ねんきんダイヤル	☎ 0570-05-1165 050で始まる電話からは、 ☎ 03-6700-1165	月～金曜 8:30～17:15 (月曜は19:00まで) ※月曜が祝日の場合、開所日初日は19:00まで 第2土曜 9:30～16:00 〔祝日(第2土曜を除く)・12/29～1/3除く〕
最寄りの年金事務所または街角の年金相談センター	() 年金事務所・街角の年金相談センター ☎ () 街角の年金相談センターでは対面による相談のみ受付	

■ ねんきん定期便・ねんきんネットに関すること

ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル	☎ 0570-058-555 050で始まる電話からは、 ☎ 03-6700-1144	月～金曜 8:30～17:15 (月曜は19:00まで) ※月曜が祝日の場合、開所日初日は19:00まで 第2土曜 9:30～16:00 〔祝日(第2土曜を除く)・12/29～1/3除く〕
「ねんきんネット」の利用	・「ねんきん定期便」に記載のアクセスキー (有効期間 3 ヶ月) → 利用登録 ・日本年金機構のホームページ上の申込み → ユーザー ID が郵送される → 利用登録 ・マイナポータルとの連携手続 → 「ねんきんネット」にアクセス可能	

■ 一般的な国民年金の加入に関すること

ねんきん加入者ダイヤル	☎ 0570-003-004 050で始まる電話からは、 ☎ 03-6630-2525	月～金曜 8:30～19:00 第2土曜 9:00～17:00 〔祝日(第2土曜を除く)・12/29～1/3除く〕
-------------	---	---

■ 共済組合に関すること

国家公務員共済組合連合会 地方公務員共済組合連合会 日本私立学校振興・共済事業団	☎ 0570-080-556(年金部) ☎ 03-3470-9711 ☎ 03-3813-5321	一般電話 ☎ 03-3265-8155
--	---	---------------------

■ 厚生年金基金に関すること

厚生年金基金	() 厚生年金基金 ☎ ()
企業年金連合会	☎ 0570-02-2666 PHS・IP電話からは、☎ 03-5777-2666

■ 国民年金基金に関すること

地域型(都道府県)国民年金基金	☎ 0120-65-4192
職能型国民年金基金	() 国民年金基金 ☎ ()
国民年金基金連合会	☎ 03-5411-0211

■ 確定拠出年金に関すること

運営管理機関	() ☎ ()
--------	-----------

ねんきんライフプラン 2019年度版

著者：鈴江一恵
 © Kazue Suzue 2019
 発行所：株式会社 経済法令研究会
 〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
 電話 代表 03 (3267) 4811
 発行日：2019年4月25日

無断複製・転用を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えいたします。

定価：460円+税